

要介護・要支援認定申請前にご確認ください

要介護・要支援認定（以下、「要介護認定」という）の申請をされる前にご覧いただきたい事項をまとめました。申請前にご一読ください。

1 はじめて申請をされる方へ

（１）申請される時期について

介護保険のサービスを利用したいと思った時、
もしくはサービスが必要になる見込みがある時が申請の時期です。

介護保険のサービスを利用したい
もしくは必要となる見込みがある

はい

以下の内容を確認のうえ、
要介護認定の申請
手続きへ

いいえ

申請時期の検討をお願いします

「何かサービスを利用したい」もしくは「サービスが必要になりそうだ」という時に申請いただくことをお勧めします



申請の前に必ずご確認ください

① 申請から結果までに一定の期間がかかることをご理解ください

要介護認定の申請から結果が出るまでには、およそ 30 日かかります。

② 「要介護認定の申請をする」ということを主治医にお伝えください

要介護認定を受けるには、主治医の作成する「主治医意見書」が必要です。

主治医へ申請する旨を伝え、主治医意見書の作成の可否について確認をお願いします。（主治医への正式な作成依頼は、申請後に市役所が行います）

※しばらく受診していない場合や、手術後すぐ等の不安定な状態である時は主治医の判断により意見書の作成ができないことがあります。要介護認定の判定に必要な書類が揃わず、判定に時間を要する原因ともなりますので、事前にご確認いただくことをお勧めします。

（２）入院中の申請について

ご入院中でも申請はできますが、注意していただきたいことがあります。

- ①入院中は介護保険のサービスを使用することはできません。
- ②急性期など病状が不安定な場合は、認定調査や主治医意見書の作成が難しい場合があります。

※状態がある程度安定して、介護サービスが必要になる見込みがたった頃に申請してください。急性期対応の病院からリハビリの為に転院する予定がある場合は、転院されてからの申請をお勧めします。



2

区分変更申請をされる方へ

（１）申請される時期について

心身の状態が悪くなった、又は必要とされる介護の状況が変わったときに、申請することができます。



心身の状態に変化があった場合に行われる手続きです。
認定結果に不満があるといった理由による申請ではありませんのでご注意ください。

（２）区分変更申請後の要介護度について

区分変更の結果、要介護度が変わらない、もしくは軽くなる可能性もあります。必ずしも要介護度が重くなるとは限りません。結果次第では、現在利用されているサービスが使えなくなることもありますので、申請の際は担当のケアマネジャーとよくご検討ください。



3 更新申請をされる方へ

(1) 申請される時期について

認定有効期間満了日の60日前から申請できます。更新時期の方には、市から更新の案内を郵送しています。申請から結果が出るまでには30日程度かかりますので、更新のお知らせが届きましたらお早目の申請をお願いいたします。

※介護サービスを利用していない場合や、当面利用する予定がない場合は更新の手続きは不要です。また必要になられた際に新規申請をしてください。

4 緊急の対応が必要な方へ



※まずは市役所の介護保険課へご相談ください。(電話 0568-76-1198)

がん末期等により急変の可能性があります、至急のサービス利用が必要な際は、申請前に介護保険課までご相談ください。急がなければならない理由を個別に聞き取り、対応させていただきます。

例外的な対応となります。単に「急ぎたいから」といった理由での対応はできません。認定結果を早く出すためには、審査判定に必要な「主治医意見書」を早く作成してもらうなど主治医の協力も必要になります。申請する旨を主治医に伝えていただくことをお勧めします。



小牧市役所 介護保険課 認定係

《連絡先》0568-76-1198